

大阪高裁の大飯原発不当判決を批判し、次の活動に進もう

7月12日 原告と支援者の集い

六ヶ所再処理工場、乾式貯蔵施設に反対していこう

皆さまへ 7月12日の集いにご参加ください。

日時：7月12日（日） 午後2時～午後4時半（午後1時30分開場）
場所：ドーンセンター4階 大会議室1
地下鉄谷町線 天満橋駅 / 京阪 天満橋駅から 徒歩約5分
参加費：500円 ゲスト：石地 優さん（福井県若狭町）
主催：おい原発止めよう裁判の会 / 協力：避難計画を案ずる関西連絡会

◆第1部：大阪高裁の大飯判決の批判

大飯原発3・4号の大阪高裁判決（5月28日）は、国の主張をほぼ全面的に認める内容で、政府の原発回帰に追随し、司法の責任を回避した無責任極まりないものでした。

判決当日は、判決本文を見ることもできませんでしたので、集いで、判決の問題点を具体的に紹介し議論して、一審原告主張の正当性を改めて確認しましょう。（判決本文等 <https://x.gd/f3Mjq>）

最大の争点である「地震規模のばらつき」について、その意義を確認し、高裁判決を批判します。

基準地震動の算出では、関電・国も私たち一審原告も、断層面積は同じで、原発に大きな影響を与える短周期の揺れも1.5倍しています。それにもかかわらず、関電・国の基準地震動は856ガル、原告の主張は1150ガルです。

この差は、基準地震動を算出する前段階で、地震規模にばらつきを上乗せするかどうかによります。「地震規模のばらつき」を断層面積等の「不確かさ」で置き換えることは論理のすり替えです。

高裁判決は、破砕帯も重大事故対策も、国の主張を認めてしまっています。

◆第2部：六ヶ所再処理工場（核燃料サイクル）と関電の乾式貯蔵施設に反対する活動の議論

6月8日の六ヶ所再処理工場の審査会合で、日本原燃は「設工認の説明は終了した」とし、規制庁もこれを基本的に認めました。しかし、耐震設計に関する問題点等も残っています。今後は補正申請に数か月かかる等、今年度内のしゅん工は危ぶまれています。他方、ガラス固化体の試験をしゅん工後に先延ばしする等して、姑息にも形だけのしゅん工終了を狙っています。ガラス固化ができなければ、各電力会社は使用済核燃料を再処理工場に運ぶこともできません。関電のロードマッ

プも破綻します。他方で福井県は、設工認の説明が終了したため、関電から説明を受け、乾式貯蔵施設の建設に同意しようとしています。6月福井県議会（6/25～7/21）が山場になります。

このような切迫した状況の中、乾式貯蔵施設に反対する活動を続けられている福井の石地優さんをゲストに迎え議論します。そして、この間の活動を共にしている避難計画を案ずる関西連絡会に協力していただきます。

なお、裁判の会事務局で議論し、裁判の終結により、裁判の会は終了することになります。原告の皆さまには改めて別途お知らせいたします。

長きに渡りご協力、ご支援ありがとうございました。今後も協力して運動を進めていきましょう。

2026.6.13 主催：おい原発止めよう裁判の会 / 協力：避難計画を案ずる関西連絡会
（連絡先：美浜の会気付）大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル 301号
TEL：06-6367-6580 メール：mihama@jca.apc.org